

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厚生労働省（福島労働局）の支援措置について

1 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の設置について（別添1参照）

令和2年2月14日から福島労働局雇用環境・均等室等に「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を設け、相談を受け付けています。

2 雇用調整助成金等の特例措置等について（別添2参照）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年12月31日までを期限に雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置等を講じてきたところですが、この措置を令和4年3月31日まで延長します。

また、令和4年1月から3月については、助成率は維持しつつ、日額上限額を段階的に引き下げていきますが、特に業況が厳しい事業主については現行の上限額を継続します。

なお、制度の見直し等によりその都度支給申請書式が変更されております。支給申請を行う際はその都度厚生労働省のHPに掲載している最新の様式をご提出ください。

3 雇用調整助成金対象期間の延長について（別添3参照）

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、雇用調整助成金が1年を超えて引き続き受給することができます。

ただし、1年を超えて引き続き受給することができる期間は令和4年3月31日までとなります。

4 雇用調整助成金の短時間休業の活用について（別添4参照）

例えば、飲食店が知事からの営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

※短時間休業とは1日の所定労働時間のうち一部を休業することをいいます。

5 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間及び申請期限について（別添5参照）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業を余儀なくされた中小企業の労働者等のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対する支援金・給付金については、郵送またはオンラインによる申請の受付を行っております。

今般、対象となる休業期間について、支給日額の上限額を見直したうえで（上限9,900円→8,265円）、令和4年3月31日まで延長することとしました。延長した期間の申請期限は令和4年6月末までとなります。

なお、令和3年3月以前の休業期間に対する申請については、令和3年12月末までが申請期限となっておりますので、期限までに申請いただくようお願いいたします。

6 産業雇用安定助成金について（別添 6， 7， 8 参照）

産業雇用安定助成金は、コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍出向により維持するために、労働者を送り出す事業主（出向元）及び当該労働者を受け入れる事業主（出向先）に対して、一定期間の助成を行うものです。

令和 3 年 8 月 1 日から、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められない事業主間で実施される出向も一定の要件を満たせば助成対象になります。

7 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）のご案内について（別添 9 参照）

「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は 12 月 21 日から対象者を変更しました。ハローワーク等の紹介日において離職しており、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則 3 ヶ月間試行雇用できる制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行できるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆様には、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

8 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金及び小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口の期間の延長について（別添 10, 11, 12 参照）

新型コロナウイルス感染症に係る小学校の臨時休業等により、子どもの世話が必要となった保護者の皆様を支援する小学校休業等対応助成金・支援金について、対象となる休暇取得期間が令和 4 年 3 月末まで延長となりました。

なお、小学校休業等対応助成金は雇用環境・均等室において、小学校休業等対応支援金は、学校等休業助成金・支援金受付センターにおいて申請を受け付けています。

雇用環境・均等室において「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」についても設置期間が令和 4 年 6 月末まで延長となりました。

また、労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じていただけない場合に、新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする対応も、令和 4 年 3 月末までに取得した休暇について行います。

9 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金について（別添 13 参照）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当の 6 割以上）の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康 1 管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月 31 日までに合計 5 日以上労働者に取得させた事業主に対して 15 万円を助成します。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

10 両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」について（別添 14 参照）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、

休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当の6割以上）の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を令和3年4月から令和4年1月31日までに合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して、対象労働者1人当たり28.5万円（1事業場あたり5人まで）を助成します。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

11 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」について（別添15参照）

新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、当該休暇の利用者が出た中小企業事業主に対して、有給休暇取得日数が5日以上10日未満について20万円、有給休暇取得日数が10日以上について35万円を助成します。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

新 型 コ ロ ナ 感 染 症 の 影 響 に よ る 特 別 労 働 相 談 窓 口

1 特別労働相談窓口

(1) 一般的な労働相談

- ア 相談窓口：総合労働相談コーナー（福島市霞町 1 - 4 6 福島合同庁舎 5 階 雇用環境・均等室内）
電話番号：0 2 4 - 5 3 6 - 4 6 0 0
0 8 0 0 - 8 0 0 - 4 6 1 1（フリーダイヤル：労働者専用）
受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
- イ 相談窓口：郡山総合労働相談コーナー（郡山市桑野 2 - 1 - 1 8 郡山労働基準監督署内）
電話番号：0 2 4 - 9 0 0 - 9 6 0 9（令和 2 年 4 月 1 日より）
受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

※県内の労働基準監督署内にある総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(2) 賃金や休業手当に関する相談

- ア 相談窓口：労働基準部 監督課（福島市霞町 1 - 4 6 福島合同庁舎 5 階）
電話番号：0 2 4 - 5 3 6 - 4 6 0 2
受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
- イ 相談窓口：郡山労働基準監督署（郡山市桑野 2 - 1 - 1 8）
電話番号：0 2 4 - 9 2 2 - 1 3 7 0
受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

※県内の労働基準監督署でも相談を受け付けています(別紙参照)。

(3) 雇用調整助成金に関する相談

- ア 相談窓口：雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金
コールセンター
電話番号：0 1 2 0 - 6 0 - 3 9 9 9（フリーダイヤル）
受付時間：9 時 0 0 分～2 1 時 0 0 分（土日祝日も実施）
- イ 相談窓口：ハローワーク福島（福島市狐塚 1 7 - 4 0）
電話番号：0 2 4 - 5 3 4 - 4 1 2 1
（自動音声による案内が放送されますので、3 2 # をプッシュしてください。）
受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関する相談

- 相談窓口：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話番号：0 1 2 0 - 2 2 1 - 2 7 6（フリーダイヤル）
受付時間：8 時 3 0 分～2 0 時 0 0 分（月～金）
8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分（土日祝）

(5) 新卒者内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談

- ア 相談窓口：福島新卒応援ハローワーク（福島市曽根田町 1 - 1 8 MAXふくしま 5 階）
電話番号：0 8 0 0 - 8 0 0 - 7 6 4 9（フリーダイヤル）
受付時間：1 0 時 0 0 分～1 8 時 3 0 分
- イ 相談窓口：郡山新卒応援ハローワーク（郡山市駅前 2 - 1 1 - 1 ビックアイ・モルティ 4 階）
電話番号：0 8 0 0 - 8 0 0 - 4 6 3 4（フリーダイヤル）
受付時間：1 0 時 0 0 分～1 8 時 3 0 分

※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(6) 派遣労働者に関する相談

- 相談窓口：職業安定部 需給調整事業室（福島市霞町 1 - 4 6 福島合同庁舎 4 階）
電話番号：0 2 4 - 5 2 9 - 5 7 4 6
受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

(7) 母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の労働者に関する休暇取得支援助成金などの相談

- 相談窓口：雇用環境・均等室
電話番号：0 2 4 - 5 3 6 - 4 6 0 9
受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

(8) 両立支援助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に関する相談

相談窓口：雇用環境・均等室

電話番号：024-536-4609

受付時間：8時30分～17時15分

(9) 小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金に関する相談

相談窓口：雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

電話番号：0120-60-3999（フリーダイヤル）

受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

(10) 学校等の臨時休業に伴う病気休暇等の特別休暇導入に関する相談

相談窓口：働き方・休み方改善コンサルタント（※）（雇用環境・均等室内）

電話番号：024-536-4609

※就業規則の整備支援等を行っています。企業訪問によるコンサルティング（無料）が利用できます。

受付時間：8時30分～17時15分

2 労働相談以外の相談窓口

厚生労働省の電話相談窓口 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）



労働基準監督署

労働基準監督署	住 所	電 話 番 号
福島労働基準監督署	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1 階	024-536-4611
郡山労働基準監督署	郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370
いわき労働基準監督署	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4 階	0246-23-2255
会津労働基準監督署	会津若松市城前 2-10	0242-26-6494
白河労働基準監督署	白河市郭内 1-124	0248-24-1391
須賀川労働基準監督署	須賀川市旭町 204-1	0248-75-3519
喜多方労働基準監督署	喜多方市諏訪 91	0241-22-4211
相馬労働基準監督署	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175
富岡労働基準監督署	双葉郡富岡町中央 2 丁目 104	0240-22-3003

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク	住 所	電 話 番 号
ハローワーク福島	福島市狐塚 17-40	024-534-4121
ハローワークいわき	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 1 階	0246-23-1421
ハローワーク会津若松	会津若松市西栄町 2-23	0242-26-3333
ハローワーク南会津	南会津郡南会津町田島字行司 12	0241-62-1101
ハローワーク喜多方	喜多方市字千苺 8374	0241-22-4111
ハローワーク郡山	郡山市方八町 2-1-26	024-942-8609
ハローワーク白河	白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 1 階	0248-24-1256
ハローワーク須賀川	須賀川市妙見 121-1	0248-76-8609
ハローワーク相双	南相馬市原町区桜井町 1-127	0244-24-3531
ハローワーク二本松	二本松市若宮 2-162-5	0243-23-0343

福島労働局「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の相談状況

相談者数

	2/14～ 3/31	令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12/1～12/22	4月～12月	総計
事業主	861	12,973	360	423	398	260	310	280	246	199	94	2,570	16,404
労働者	148	2,688	132	137	88	77	116	128	86	45	27	836	3,672
社会保険労務士	143	2,568	70	84	73	41	59	82	51	35	18	513	3,224
その他	118	838	17	8	12	6	21	13	9	10	2	98	1,054
合計	1,270	19,067	579	652	571	384	506	503	392	289	141	4,017	24,354

相談内容

	2/14～ 3/31	令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12/1～12/22	4月～12月	総計
雇用調整助成金	636	14,724	375	395	421	262	291	309	268	222	110	2,653	18,013
休業	190	1,610	44	43	25	17	58	32	11	6	2	238	2,038
保護者の休暇取得支援 (助成金)	209	266	37	60	18	11	30	36	14	1	0	207	682
解雇・雇い止め	27	457	13	6	7	7	12	5	6	3	0	59	543
賃金	22	383	13	12	7	13	20	22	9	3	6	105	510
休暇	80	134	2	3	3	2	14	13	2	2	1	42	256
安全衛生	22	113	4	1	2	0	4	3	2	2	0	18	153
労働時間	12	111	4	9	3	2	5	2	2	1	1	29	152
雇用保険	8	125	3	1	1	1	2	2	0	0	0	10	143
その他	138	1,697	103	146	98	83	99	97	84	54	21	785	2,620
合計	1,344	19,620	598	676	585	398	535	521	398	294	141	4,146	25,110

業 種

	2/14~ 3/31	令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12/1~12/22	4月~12月	総計
製造業	218	3,072	33	42	44	23	30	31	42	59	18	322	3,612
飲食業	99	1,955	37	41	24	43	69	62	56	43	20	395	2,449
卸売業、小売業	102	1,027	9	14	14	7	25	13	10	9	6	107	1,236
医療、福祉	56	598	32	21	20	8	20	16	9	4	3	133	787
宿泊業	118	549	17	14	6	2	5	8	6	8	3	69	736
道路旅客運送業	56	426	5	4	4	7	9	11	4	6	2	52	534
労働者派遣業	39	401	9	6	2	3	2	3	2	0	2	29	469
道路貨物運送業	27	235	8	7	2	10	11	10	11	8	5	72	334
建築サービス業	16	144	1	8	0	0	10	3	3	1	0	26	186
旅行業	23	109	2	0	1	3	1	3	1	1	1	13	145
その他	520	10,557	426	495	454	278	324	343	248	150	81	2,799	13,876
合計	1,274	19,073	579	652	571	384	506	503	392	289	141	4,017	24,364

令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

業況の再確認



令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、**最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります**。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年12月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年3月31日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、**令和3年1月8日以降**の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を強化します

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表を行っています。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL031221企01

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

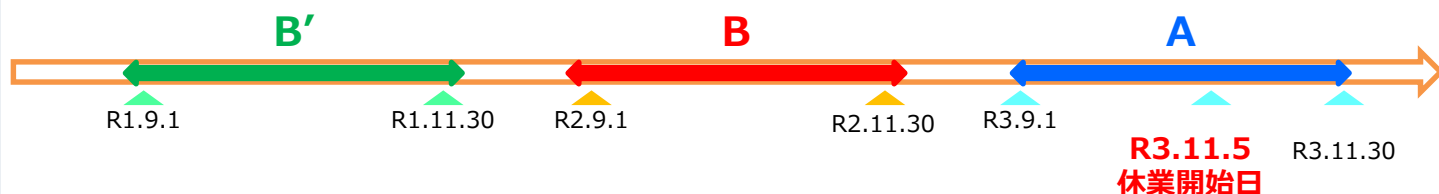
（ア）判定基礎期間の初日が**令和3年12月31日以前**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



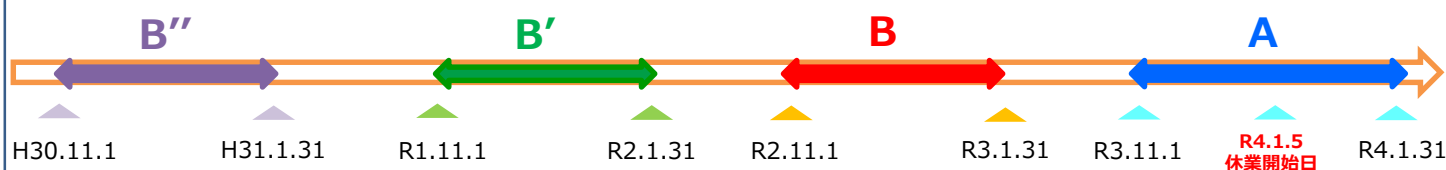
（イ）判定基礎期間の初日が**令和4年1月1日以降**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または**3年前同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和4年1月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の**再確認**を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります。**

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

(1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

(2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

(3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、

(4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、1年の期間（＝対象期間）内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和2年1月24日から同3年3月31日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給できるようになります。

1年を超えて引き続き受給できる期間



《変更前》 令和3年12月31日まで
《変更後》 **令和4年3月31日まで**

変更前

R2/1/24 R3/12/31
R2/12/31

雇用調整の初日がこの
期間に属する場合



令和3年12月31日まで
1年を超えて引き続き
受給できる

変更後

R2/1/24 R4/3/31
R3/3/31

雇用調整の初日がこの
期間に属する場合



令和4年3月31日まで
1年を超えて引き続き
受給できる

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省HP



LL031221企02



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ

雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！！

(※) 短時間休業とは、1日の所定労働時間のうち、一部（例えば9時～10時）を休業することをいいます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

短時間休業によって雇用調整助成金を受給する場合、事業所に勤める全労働者が一斉に休業する必要がありましたが、特例措置により、短時間休業に活用しやすくなっています。

1. シフト制をとっている職場の場合

⇒ シフト制における短時間休業にも活用可能です

（例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業）

2. 社内の部門や部署で働き方が異なる場合

⇒ 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です

（例：業績の落ち込んだ一部門のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業）

3. 宿泊業など常時配置が必要な労働者がいる場合

⇒ 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

（例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業）

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL031124企03

1

Q.シフト制によるなど労働日が不確定な業種の事業主については、どのように取り扱われるのですか。

事業主においては、昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。

また、支給申請時に休業手当の支払いの元になるシフト等の提出をお願いすることになります。

なお、雇用期間が短い者についても、直近の当人のシフトや同様の勤務形態の者のシフトを参考に事業主が勤務シフトを作成し、休業手当の支払いを行うことで雇用調整助成金の対象となり得ます。

2

Q. 事業の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用調整のため、早めに閉店し労働者を帰した場合にも対象となるのでしょうか。

時間単位の休業手当を支払った場合は助成対象としています。

(例：通常23時まで開店している店舗であったが、20時に閉店し通常よりも3時間短縮しての勤務)

3

Q.申請を行いたいのですが、どのようにすればよろしいのでしょうか。

厚生労働省HPに特例用の様式等について掲載していますので、そちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※以下のキーワードで検索いただいても同様のページを閲覧できます。

「雇用調整助成金 様式ダウンロード 新型コロナ特例」

雇用調整助成金に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページで公開しています。支給申請に当たり、重要なものもございますので、**必ずご確認ください**ますようよろしくお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

この制度は、以下にあてはまる方も対象となる場合があります。

元々に予定していた勤務の日に、コロナの影響で事業主から休むように言われた

店が時短営業になり、1日当たりの勤務時間が短くなった

半年以上働いており、コロナの影響がなければ同様の勤務を続ける予定だった

【よくあるご質問】

- ・申請には会社の協力が必要ですか？
→協力がなくても申請出来ます。
- ・事業所を離職していても申請できますか？
→離職前の休業については申請できます。
- ・支給対象にならない業種はありますか？
→対象となる業種に限定はありません。
- ・会社の負担はありますか？
→会社の金銭的負担はありません。

本制度の詳しい情報は2ページ以降に記載しています。

勤め先が大企業か、中小企業かによって、支給対象や申請に必要な書類等に違いがあります。ご自身の勤め先に応じて、該当ページをご覧ください。

勤め先が中小企業の方
→ 2ページ

勤め先が大企業の方
→ 4ページ

【企業規模について】

以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業が中小企業、それ以外の企業が大企業となります。

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

注意事項、お問い合わせ先は6ページをご覧ください。

中小企業にお勤めの場合

支給対象

<対象となる休業期間>

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

<対象者>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成すれば、対象となります。また、以下のケースであれば支給要件確認書で休業の事実が確認できない場合も、対象となる休業として取り扱います。

- ① 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ていたといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

給付金額の算定

$$\left[\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\% \times \left(\text{各月の日数（30日又は31日）} - \left[\begin{array}{l} \cdot \text{就労した日数} \\ \cdot \text{労働者の事情で休んだ日数} \end{array} \right] \right) \right]$$

1日あたり支給額

（8,265円（令和3年4月までは11,000円／令和3年12月までは9,900円）が上限※）

休業実績

※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和4年3月31日の期間において11,000円。
（対象地域等についてはP.6参照）

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）

計算方法

（申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額）÷90

中小企業にお勤めの場合

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年10月～令和3年3月	令和3年12月31日（金）※終了
令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

【注意点】

- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：12月の休業であれば1月1日から申請可能）
 - 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
 - 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。
 - ・ **令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象となる方（☆）**
 - **令和3年12月31日（金）** までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
 - ・ **既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方**
 - 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。
- （☆）・ いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
・ 上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合

申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。
（事業主経由での申請も可能です。）

【必要書類】

- （1）支給申請書
 - （2）支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成）（※）
 - （3）本人確認書類（免許証の写しなど）
 - （4）振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
 - （5）休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
 - （6）令和2年4月～9月の休業について申請する場合は、令和2年10月30日公表のリーフレットの対象となる旨の疎明書及び過去の就業実態が確認できる給与明細等
 - （7）地域特例対象確認書（令和3年5月～令和4年3月の休業について、地域特例を受ける場合）
- （※）支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。**

- オンライン申請される場合、6ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

大企業にお勤めの場合

支給対象

<対象となる休業期間>

- (1) 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
- (2) 令和3年1月8日から令和4年3月31日まで(※)
- (※) 令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の開始日以降の休業も含みます。対象都道府県は次ページの(表)参照。

<対象者>

大企業に雇用されるシフト制労働者等(※)であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取っていない方

(※) 労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で「支給要件確認書」を作成すれば、対象となります。

支給要件確認書において休業の事実が確認できない場合も、以下のケースは、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

- ① 申請対象月のシフト表が出ている等により、当該月の勤務予定が定まっていた場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
 - ② 休業開始月前の給与明細などにより「6か月以上の間、原則として月4日以上勤務」がある事実(※)が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。)
- (※) 上記<対象となる休業期間>(2)の期間について申請する際に、休業開始月の直近6か月では上記を確認できない場合でも、令和2年3月以前の6か月に月4日以上勤務が確認できれば、これに該当します。

給付金額の算定

令和2年4月1日から6月30日までの休業の場合は、60%

休業前の1日当たり
平均賃金

× 80% ×

各月の日数
(30日又は31日)

・ 就労した日数
・ 労働者の事情で休んだ日数

1日当たり支給額

(8,265円(令和3年4月までは11,000円/令和3年12月までは9,900円)が上限※)

※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和3年5月1日～令和4年3月31日の期間において11,000円。
(対象地域等についてはP.6参照)

休業実績

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

計算方法

(申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額) ÷ 90

※ 令和3年1月8日(令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の開始日。対象となる都道府県は次ページ(表)参照。)以降の休業について申請する場合は、令和元年10月から申請対象となる休業開始月の前月までのうち任意の3ヶ月の賃金の合計額を90で割って計算します。

(例1) 令和2年4月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年3月 から任意の3ヶ月

(例2) 令和3年1月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年12月 から任意の3ヶ月

大企業にお勤めの場合

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金）※終了
令和3年1月8日～3月（※）	
令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

（※）令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含みます。対象都道府県は下記（表）参照。

【注意点】

- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：12月の休業であれば1月1日から申請可能）
- 郵送申請の場合は申請期限必着、オンライン申請の場合は申請期限内に申請内容を送信する必要があります。

申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。

（事業主経由での申請も可能です。）

【必要書類】

- （1）支給申請書
 - （2）支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
 - （3）本人確認書類（免許証の写しなど）
 - （4）振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
 - （5）休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
 - （6）（初回申請の場合）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書
 - （7）（6）の内容が確認できる書類
（労働契約書など。ない場合はその旨疎明書に記入して申し出てください。）
 - （8）地域特例対象確認書（令和3年5月～令和4年3月の休業について、地域特例を受ける場合）
- ※支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。

- オンライン申請される場合、6ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

（表）令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県及び申請対象期間の開始日

都道府県	対象期間の始期	都道府県	対象期間の始期	都道府県	対象期間の始期
北海道	令和2年11月7日	東京都	令和2年11月28日	京都府	令和2年12月21日
宮城県	令和2年12月28日	神奈川県	令和2年12月7日	大阪府	令和2年11月27日
福島県	令和2年12月28日	長野県	令和2年12月17日	広島県	令和2年12月17日
茨城県	令和2年11月30日	岐阜県	令和2年12月18日	高知県	令和2年12月16日
群馬県	令和2年12月15日	静岡県	令和2年12月23日	熊本県	令和2年12月30日
埼玉県	令和2年12月4日	愛知県	令和2年11月29日	沖縄県	令和2年12月17日
千葉県	令和2年12月2日				

※ 厚生労働省において、都道府県のHP等で時短要請等の取組を確認の上で、一覧化したもの
※ 記載のない県は令和3年1月8日より前に要請が行われていないため、対象期間は、令和2年4月1日から6月30日の期間を除き、令和3年1月8日以降。

注意事項（中小企業、大企業共通の注意事項です）

- 休業支援金・給付金の支給に当たっては、労働者が申請する際に申請書に添付する「支給要件確認書」に、休業の事実などを証明いただく必要があります。**事業主の皆さまにおかれましては、円滑な支給のため、「支給要件確認書」の記載についてご協力をお願いします。**
- この支給要件確認書の記載は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、**労働基準法第26条の休業手当の支払義務について判断するものではありません。**
- 支給に当たっては**労働保険番号が必要**です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。ただし、労働保険に加入していない場合であっても申請は可能です。申請受付後に労働局からの働きかけなどにより労働保険成立手続が完了した場合は支給対象となります。
- 休業支援金の趣旨を踏まえると、一般的に労働者が**休業支援金の支給申請やその相談をしたことのみを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更等を行うことは不適切であり、労働契約法に照らして無効となる場合等があります。**
また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。
- **複数の事業所について雇用される方は、複数事業所の休業について申請することができます。**
詳しい申請方法などは、下記「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイトにアクセスしてください。

地域特例の対象となる期間及び区域

○対象となる休業

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和4年3月31日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード①)

①



■総合労働相談コーナー

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html> (右記QRコード②)

②



■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか？ 人材を確保しませんか？

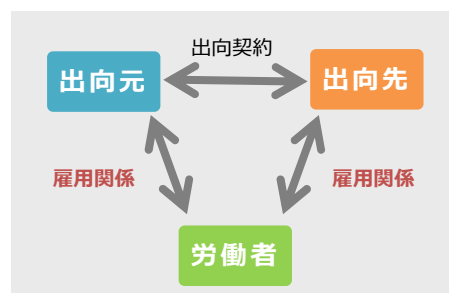
新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、
人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。
皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？



出向ハンドブック 助成金ガイドブック

「在籍型出向」とは？ ▶詳しくは出向ハンドブック8ページ

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の
出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業
の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務するこ
とをいいます。**



「在籍型出向」の事例 ▶詳しくは出向ハンドブック2ページ

旅行代理店（出向元）

インバウンド観光客を対象とする旅行企
画・営業がほとんど稼働していないため、
雇用過剰となっている。旅行需要が回復す
るまで従業員の雇用維持を図りたい。

<企業規模：30～49人>



出向期間12か月
出向労働者1名

保育所（出向先）

保育所での給食の調理補助者が育児休業を
取得することになったので、1年間限定で
勤務してくれる方を探している。

<企業規模：50～99人>



「在籍型出向」のメリット ▶詳しくは出向ハンドブック6ページ

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出 向 元 企 業	出 向 先 企 業	出 向 労 働 者
・ 出向労働者の労働意欲の維持・向上につながる（63%） ・ 出向労働者のキャリア形成・能力開発につながる（59%） ・ 出向期間終了後、出向労働者が自社に戻ってくることが確実である（56%） ・ 出向労働者への刺激になり、自社の業務改善や職場活性化に期待ができる（50%）	・ 人手不足が解消され、自社の従業員の業務負担を軽減できる（75%） ・ 社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保できる（52%） ・ 自社の従業員への刺激になり、業務改善や職場活性化が期待できる（42%） ・ 新たに採用するよりも人材育成のコストを抑制できる（38%）	・ 出向先での新しい仕事の経験がキャリアアップ・能力開発につながる（57%） ・ 出向元での雇用が維持されているので安心して働くことができる（46%） ・ これまでどおりの収入を確保できたため生活面の安定が図られる（38%）

「在籍型出向」を開始するまでのステップ

ステップ 1

出向元

出向先

▶詳しくは出向ハンドブック10ページ

出向の相手を見つける

- 在籍型出向を実施した企業によると、出向の相手先は、もともと取引関係のある企業であった場合が約半数、公的機関からの紹介による場合が約2割程度です。
- （公益財団法人）産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っています。全国47都道府県の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先を一緒に見つけてくれたり、出向契約締結のサポートを実施したりしています。（3ページ参照）

ステップ 2

出向元

労働者

▶詳しくは出向ハンドブック16ページ

労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い

- 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、または「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。
- 産業雇用安定助成金（4ページ参照）を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得ることに加え、書面で労使協定を締結する必要があります。

ステップ 3

出向元

出向先

▶詳しくは出向ハンドブック20ページ

出向契約の締結

- 出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出向契約を締結します。

ステップ 4

出向先

労働者

▶詳しくは出向ハンドブック25ページ

出向期間中の労働条件等の明確化

- 労働者に対し、労働条件を明確にする必要があります。この労働条件は、出向に際して出向先企業が明示することになりますが、出向元が出向先に代わって明示しても問題ありません。

ステップ 5

出向元

出向先

産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック23ページ

産業雇用安定助成金出向実施計画の届け出

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

出向開始

ステップ 6

出向元

出向先

産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック28ページ

産業雇用安定助成金の支給申請

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請書」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。
※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています！

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していますので、あわせてご活用ください。



厚労省HP

(公財) 産業雇用安定センターでは 「在籍型出向」のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

- コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して**出向のマッチングを無料で行います**。
- 全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の相談に応じています。

お問い合わせ先

産業雇用安定センターのホームページをご覧ください



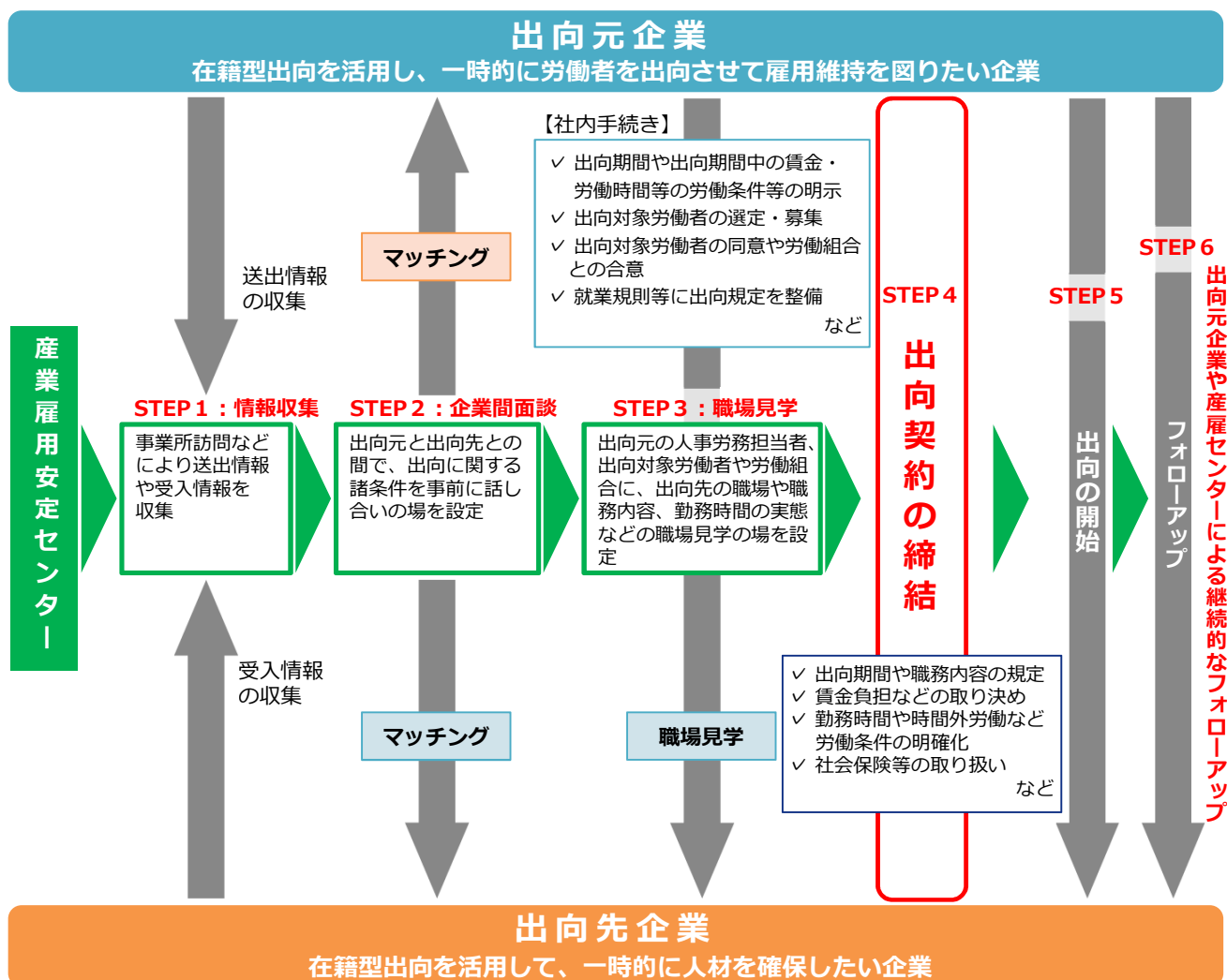
公益財団法人

産業雇用安定センター



センターHP

マッチング支援の流れ



「産業雇用安定助成金」で出向経費が軽減されます！

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



厚労省HP

助成金の対象となる「出向」

【対象】雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）。

【前提】雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例

独立性が認められない事業主間の出向※¹も、一定の要件※²を満たせば助成対象となります。

※1 例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など

※2 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

対象事業主

①**出向元事業主** 新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

②**出向先事業主** 当該労働者を受け入れる事業主

助成率・助成額

出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など。

独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合は、助成率が異なります。

	中小企業※ ³	中小企業以外※ ³
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上 限 額（出 向 元 ・ 先 の 計）	12,000円／日	

※3 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など。

独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額※ ⁴	各5万円／1人当たり（定額）	

※4 以下の場合、助成額の加算を行います。

- ・出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合
- ・出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合

申請・お問い合わせ先

助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**コールセンター、最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

電話番号 **0120-60-3999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局とハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省ホームページをご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



(ガイドブックはこちら)

助成金の対象となる「出向」

■ **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■ **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認下さい。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円／1人当たり（定額）	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

出向計画届提出・要件の確認※2※5

※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います。）。

出向の実施

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに
出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

支給申請※3※5・助成金受給※4

※5 計画届の提出および支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。
【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】
<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

参考：助成額比較(イメージ)



一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
 - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - － 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主

※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）	
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	実質負担 1/10 360円	産業雇用安定助成金 9/10 7,560円	実質負担 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成する場合があります。（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）	
雇用調整助成金 2/3 2,400円	実質負担 1/3 1,200円	実質負担 10/10 8,400円	

申請・お問い合わせ先

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局またはハローワーク**までお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター】

電話番号 **0120-60-3999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局及びハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省HPをご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

(公財) 産業雇用安定センターでは 「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を 無料で支援しています！

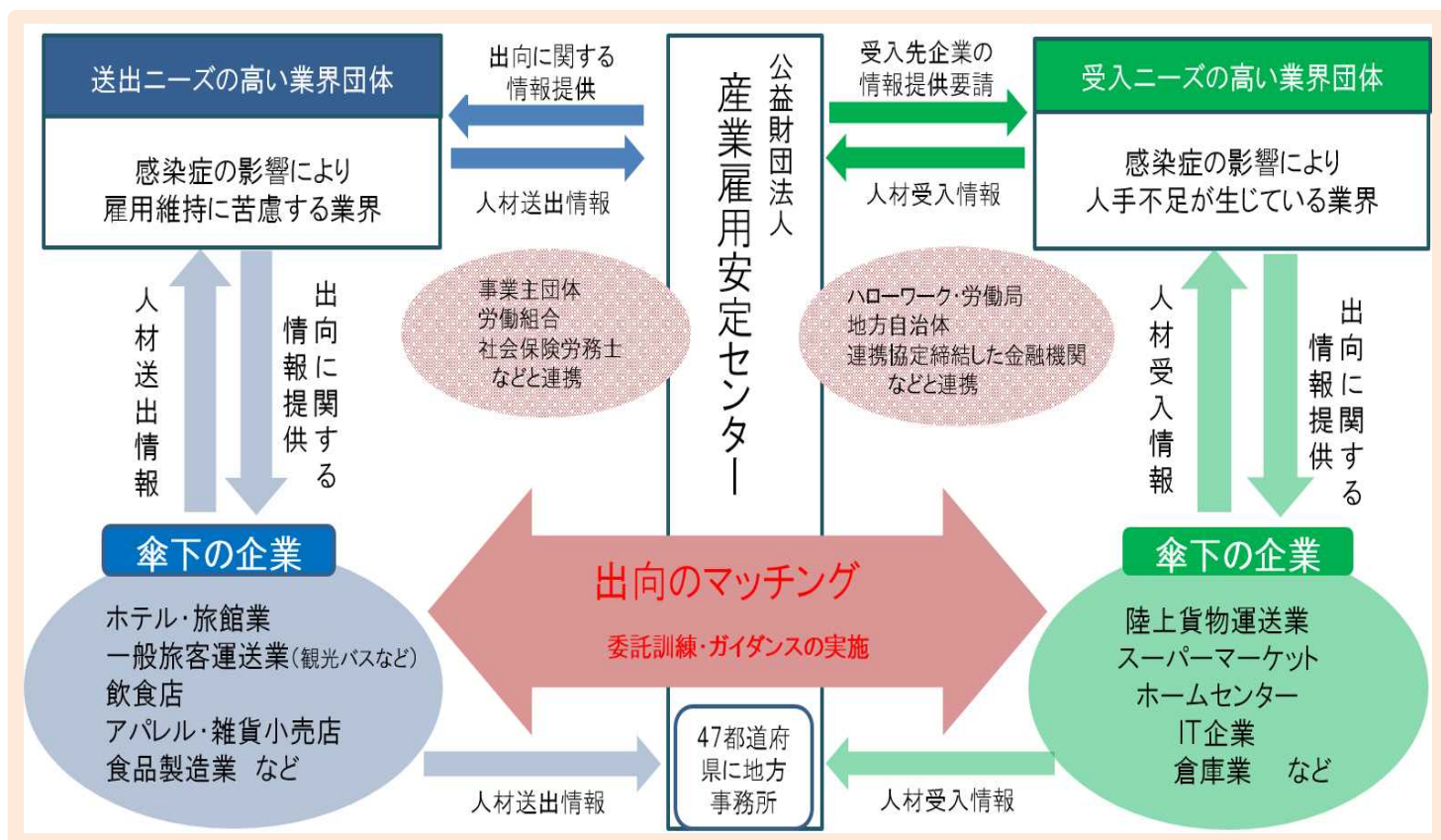
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**



感染症の影響で従業員の仕事がない。
雇用を維持するために一時的に他社
で働いてほしい。



人手不足が感染症の影響で加速
している。人員の確保が急務。



お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、無料で企業からのご相談を承っています。

(公財) 産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



(産業雇用安定センターホームページ)

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業 → 貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

<企業規模：29人以下>

出向期間5か月
出向労働者2名



精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

<企業規模：29人以下>

事例2：旅館・ホテル業 → 食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。

<企業規模：100人～299人>

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを運営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、同じ地域の企業のお役に立つことを意図して出向受入に切り替えることとした。

<企業規模：30人～49人>

事例3：航空運送業 → 卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。

<企業規模：1万人以上>

出向期間6か月
出向労働者14名



卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、店舗での販売員として出向で受け入れたい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

<企業規模：5,000～9,999人>

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関 など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。



（厚生労働省ホームページ）

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金 オンライン受付システムについて

オンラインでの申請方法は、以下の4つのステップで完了しますのでご利用ください。

Step1 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン 受付システムにアクセス

URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

Step2 ログイン用のメールアドレスを登録

- ・メールアドレスがマイページのIDとなります。
- ・申請事業主ごと（社会保険労務士が申請代行する場合は当該社会保険労務士ごと）に1つのアドレス＝IDとしていただくと便利です。

Step3 SMS認証用の携帯電話番号を登録

- ・マイページ開設、ログインの際に手元に用意できる携帯電話にしてください。

Step4 マイページから申請書類をアップロード

- ・必要な書類はP4を参照ください。
- ・ファイル形式は、原則PDF（または、画像ファイル(.jpg, .png))としてください。WordおよびExcel（マクロなしに限る）でも可能ですが、労働局で開けないバージョンなどの場合は、追って差し替えなどを依頼します。ご協力をお願いします。

以上で手続きは完了となります

- 各助成金の支給要件などは以下のURLをご確認ください。

雇用調整助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

産業雇用安定助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

- その他ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



※ 行政機関の偽物サイト(詐欺サイト)が多数確認されていますので、URLをよく確認してアクセスしてください。

オンライン受付の流れ（詳細版）

- 1

アカウントをお持ちでない方は、以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>
- 2

登録いただいたメールアドレスに登録用URLを送付します。当該ページへアクセスし、氏名、携帯電話番号、パスワードなどの登録をお願いします。

※メール受信制限をしている方は、system@kc.hellowork.mhlw.go.jpからのメール受信を許可してください。本システムからのメールを装った不審メールにご注意ください。
- 3

携帯電話にSMSで認証コード（ワンタイムパスワード）を送付しますので、当該コードを入力ください。これで登録完了となるので、一旦ログオフしてください
- 4

あらためて、①のページから①で登録したメールアドレス、②で登録したパスワードを入力し、③のSMS認証を行い、申請用マイページにログインしてください。
- 5

ログインすると一覧画面が表示されます。上段左側の「新規申請」ボタンをクリックすると、申請情報入力画面が開くので、必要事項を入力してください。入力項目はP3を参照ください。入力後「確認」ボタンをクリックし、申請情報確認画面を確認してください。

※途中で処理を中断したい場合は、申請情報入力画面の「保存」ボタンをクリックすると、その状態が保存され、一覧画面上では「作業中（申請前）一覧」に表示されます。終了する時は、「ログオフ」ボタンをクリックして終了してください。
- 6

申請情報確認画面の右上にあるクリップマーク欄の歯車をクリックし、申請書類、添付書類をアップロードしてください。（ドラッグ＆ドロップかファイル選択後に「確定」ボタンをクリック）

※添付書類の容量が大きすぎて一定以上の時間がかかった場合は、タイムアウトエラーが発生します。その場合は、別途事業所所在地を管轄する労働局かハローワークへ郵送にて申請をお願いします。

なお、添付できる容量は1ファイル100MB、40ファイルまでとなります。
郵送先労働局またはハローワークの所在地はこちらを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html


- 7

アップロードが終わったら、申請情報確認画面下段の「申請」ボタンをクリックしてください。これで、申請は終了です。申請が問題なく行われた場合は、自動で①で登録いただいたメールアドレスに受け付けた旨のメールが届きますので、ご確認ください。一覧画面では「申請中一覧」に表示されます。
- 8

審査に当たって確認事項がある場合は、労働局またはハローワークから電話・メールで連絡させていただきます。書類に不足があるような場合は、一旦お戻しをさせていただきますので、⑥の手順で追加アップロードをお願いします。一覧画面では「差戻し一覧」に表示されます。
- 9

審査終了後、支給決定通知書を**申請事業主に郵送**させていただきます。なお、**通知発送から入金までに4日程度要します**ので、ご了承ください。

フォーマット入力事項

① 申請情報入力

申請の手順は左メニューの「マニュアル」を参照ください。

「支給申請月」「ビル、マンション名等」「連絡事項」は必要に応じて入力してください。
上記以外については必須入力項目です。

助成金種別 ※必須

☒ 雇用調整助成金 ☐ 緊急雇用安定助成金 ☐ 産業雇用安定助成金

手続き種別 ※必須

☒ 計画届 ☐ 支給申請 ☐ 計画届及び支給申請

支給申請がある場合は、何月分の支給申請かリストより選択ください。

事業所に関する情報 ※産業雇用安定助成金を申請する場合は出向元事業主の情報を入力してください。

事業所種別 ※必須

☒ 適用事業所 ☐ 非適用事業所

雇用保険適用事業所番号（11桁） ※適用事業所の場合必須

ハイフンを除いた11桁の数字で記載ください。

事業所名称（漢字） ※必須

環境依存文字（ローマ数字、省略文字など）は登録できません。他の入力でも同じです。

事業所名称（カナ） ※必須

住所

郵便番号（上3桁） ※必須

郵便番号（下4桁） ※必須

都道府県 ※必須

市区町村名 ※必須

丁目・番地 ※必須

ビル、マンション名等

電話番号

市外局番 ※必須

市内局番 ※必須

番号 ※必須

支払いに関する情報 ※産業雇用安定助成金を申請する場合は出向元事業主の情報を入力してください。

口座の種類 ※必須

振込に関する情報 ※ネット銀行は利用できません

金融機関コード（4桁） ※必須

店舗コード（3桁） ※必須

口座番号（記号番号） ※必須

ゆうちょ銀行の場合は「9900」

ゆうちょ銀行の場合は「000」

ゆうちょ銀行の場合は記号番号をハイフン込みで入力してください。

金融機関名 ※必須

店舗名 ※必須

口座名義（漢字） ※必須

口座名義（カナ） ※必須

英字、カナの小文字（「ツ」「ヨ」など）は大文字（「ツ」「ヨ」など）に変換して入力してください。

その他

連絡事項

既に本システムを通じて計画届け出を提出している場合は、この欄に計画届を提出した際の申請番号を記載してください。再申請の場合は、この欄に当初申請から修正した内容及びその対象ファイルを記載してください。（例 休業対象者について記入漏れがあったものを追記しました。対象ファイルは、休業・教育訓練一覧.pdfです。）

キャンセル

保存

確認



雇用調整助成金の支給申請に必要な書類

書類名	備考
様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html ※添付書類は、「売上」等がわかる既存書類の写し(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿、客数のデータ、客室等の稼働率等)でも可
様式新特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html 役員名簿は、事業所の規模を確認する書類で代用可
様式新特第9号又は12号 休業・教育訓練実績一覧表	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第8号又は11号 助成額算定書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第7号又は10号 (休業等)支給申請書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
休業協定書	労働組合等との確約書等でも代替可 添付書類として、組合員名簿又は労働者代表選任書
事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可
労働・休日の実績に関する書類	出勤簿、タイムカードの写し(手書きのシフト表などでも可)など (必要に応じ、就業規則 または 労働条件通知書 の写しなど)
休業手当・賃金の実績に関する書類	賃金台帳の写しなど(給与明細の写しなどでも可) (必要に応じ、給与規定または労働条件通知書の写しなど)

産業雇用安定助成金の計画届の提出及び支給申請に必要な書類は以下を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

! 助成金の支給に関して、厚生労働省本省、都道府県労働局、ハローワーク以外からお電話をすることはありません。また、お電話で金融機関の暗証番号をお聞きすることはございません。不審な電話があった場合は、お近くの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

令和3年12月21日から新型コロナウイルス感染症対応の「トライアル雇用制度」の対象者を変更しました

「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、より必要とする方にご利用いただけるよう、以下のように対象者を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

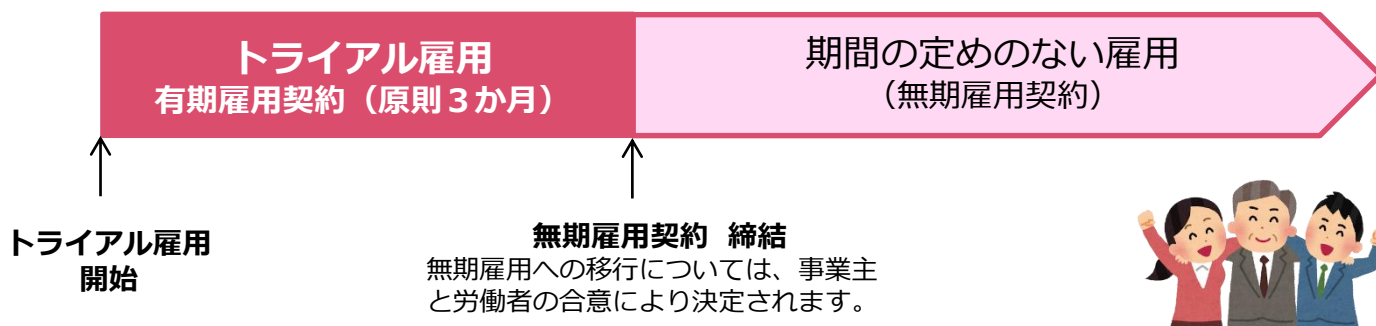
対象者の一覧(新旧対照表)

新型コロナウイルス感染症対応 トライアル雇用の対象者	現 行	令和3年12月21日以降
	※以下の <u>3つ</u> の要件をすべて満たす人	※以下の <u>2つ</u> の要件をどちらも満たす人
	① 令和2年1月24日以降に、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により離職した</u>	① 紹介日において、離職している
	② <u>紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている</u>	(廃止)
	③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	② 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

「トライアル雇用」とは？

トライアル雇用とは、無期雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。

週30時間以上の無期雇用への移行をめざすコースと、週20時間以上30時間未満の無期雇用への移行をめざすコースがあります。



- ▶ 本制度の利用に当たっては、各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{※2}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和3年8月1日～10月31日	13,500円	令和3年12月27日（月） 必着
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日（月） 必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火） 必着

※2 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和4年6月30日まで）です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。



⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」

事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

* 事業所単位ではなく**法人ごと**の申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）

新型コロナ 休暇支援

検索



お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
 - ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。
- ※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
 - ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
 - ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。
- ※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
 - ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。
- なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。
- 助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) について

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

【支援の内容】 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間において、**仕事ができなかった日**について、1日当たり以下の金額を定額

仕事ができなくなった期間	金額（1日当たり定額）※	申請期限
令和3年8月1日～10月31日	6,750円	令和3年12月27日（月） 必着
令和3年11月1日～12月31日	6,750円	令和4年2月28日（月） 必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：5,500円 令和4年3月：4,500円	令和4年5月31日（火） 必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は**7,500円（定額）**

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話をを行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
- ・ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
 - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
- など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 日曜日、夏休みなどの扱い

(2) ①に該当する子ども

- ・ 学校：対象となるのは授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
- ・ その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日が対象

(2) ②に該当する子ども

- ・ 授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために仕事を取りやめた日

◎ 支給要件、申請等の手続きのお問い合わせについては、
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む

◎ 申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

（宅配便などは受付不可）

臨時休業 個人委託 検索

※表面の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、受付センターへの到達日が申請期間を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターにご連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額(※)を支給する制度です。 ※ 1 日当たりの日額上限額については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

- 制度の対象となる休暇の取得期間は令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日です（申請期限は下記）。

令和 3 年 8 月 1 日～10月31日の休暇	令和 3 年12月27日（月） 必着
令和 3 年11月 1 日～12月31日の休暇	令和 4 年 2 月28日（月） 必着
令和 4 年 1 月 1 日～ 3 月31日の休暇	令和 4 年 5 月31日（火） 必着

ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和 4 年 6 月 30 日まで）です。
Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「〔企業に〕この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

■労働者の皆さまへ

【相談窓口のご案内】
都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。 ⇨ **ご相談は下記の特別相談窓口一覧まで**

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに**事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請**することが可能です。
- 労働者の方が利用を希望する場合、下記の都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』に**ご連絡ください**。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が**助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請**ができるよう、労働局から**事業主に必要な協力の働きかけ**を行います。
- 休業支援金・給付金の仕組みによる申請の詳細は、裏面をご参照ください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和 4 年 6 月 30 日まで）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718
青森	017-734-6651	神奈川	045-211-7380	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	京都	075-275-8087	愛媛	089-935-5222
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	大阪	06-6949-6494	高知	088-885-6041
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
千葉	043-306-1860	令和4年1月11日以降	043-441-8481	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380

小学校休業等対応助成金 についてのお問い合わせ	【コールセンター】 0120-60-3999（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00 ※土日祝日含む
休業支援金・給付金 についてのお問い合わせ	【コールセンター】 0120-221-276（フリーダイヤル） 受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝8:30～17:15

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について

Q どのような場合に、休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象となりますか？

A 以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない（※3）こと
 - ※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
 - ※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
 - ※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

Q どこに申請すればよいですか？

A まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。

* 連絡先は表面をご参照ください

◎ 事業主の皆様へのお願い

- 休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
- 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。
- 労働者が学校休業等のために**休んだこと**、その**休みを事業主として認めたこと**（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いが無い場合は、**このことをもって**、休業支援金・給付金の申請に当たり**「休業させた」とする取扱いとさせていただくことをお願い**するものです。

⇒ 都道府県労働局から**上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、労働者の方が休業支援金・給付金を申請するに当たって事業主記載欄の記入などにご協力をお願いします。**

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

● 小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナ 休暇支援 **検索**



● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

休業支援金

検索



小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関する職場のトラブルについて ～労働者の皆様へ～

小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関連して、解雇、雇止めなどの職場のトラブルなどがあれば、**総合労働相談コーナー**にご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。



厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置 による休暇制度導入助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください

①～④全ての条件を満たす事業主が対象です。



- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
 - ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、
 - ③ **令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に**、当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主
 - ④ ただし、この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）**」や令和2年度の「**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金**」を受給していないこと。
- ※雇用保険被保険者でない方も対象です。

助成内容

1 事業場につき 1 回限り **15万円**

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が**合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで**
※事業場単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。



支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



■お問い合わせ・相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）
都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に設置の
この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで
相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		

対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、 医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

* 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。

* 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例) ・ 事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・ 制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・ 電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

併給

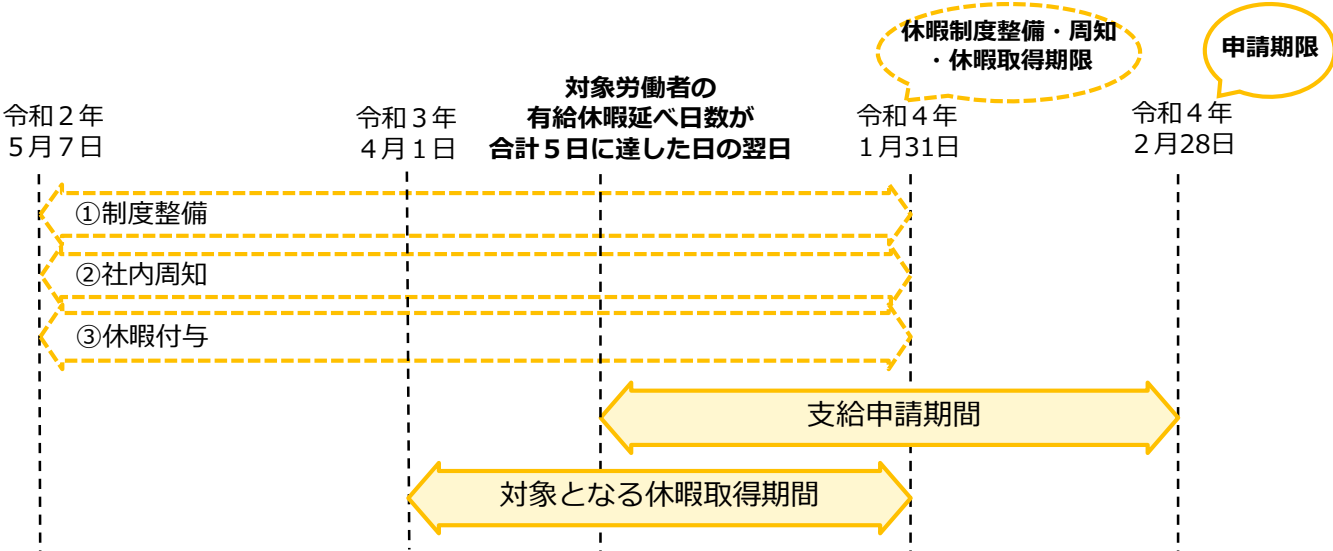
■令和3年度「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」との併給

対象労働者が雇用保険被保険者の場合、同一の対象労働者の同一の期間は、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」と併給（対象労働者とする）が可能です。

* 併給には、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）の要件も満たす必要があります。詳細は別リーフレット「（令和3年度版）新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」をご参照ください。

*すでに令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（一般や雇用）を受給したことのある事業場は、この助成金の併給はできませんので、ご注意ください。

支給申請の流れ



事業主の皆さま

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）をご活用ください

※このリーフレットは、令和3年度に取得した対象労働者の有給休暇分（令和3年4月1日～令和4年1月31日）を申請する場合の要件を記載したものです。令和2年度の取得分（令和3年3月31日までの分）を申請する場合は、令和2年度版リーフレットをご参照ください。

助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください

■令和2年5月7日から令和4年1月31日までの期間で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

助成内容

対象労働者1人当たり 28.5万円 ※1事業所あたり5人まで

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで
※事業所単位ごとの申請です。



事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



■お問い合わせ・相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）
都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に設置の

この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		

⚠ 詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

- * 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
- * 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

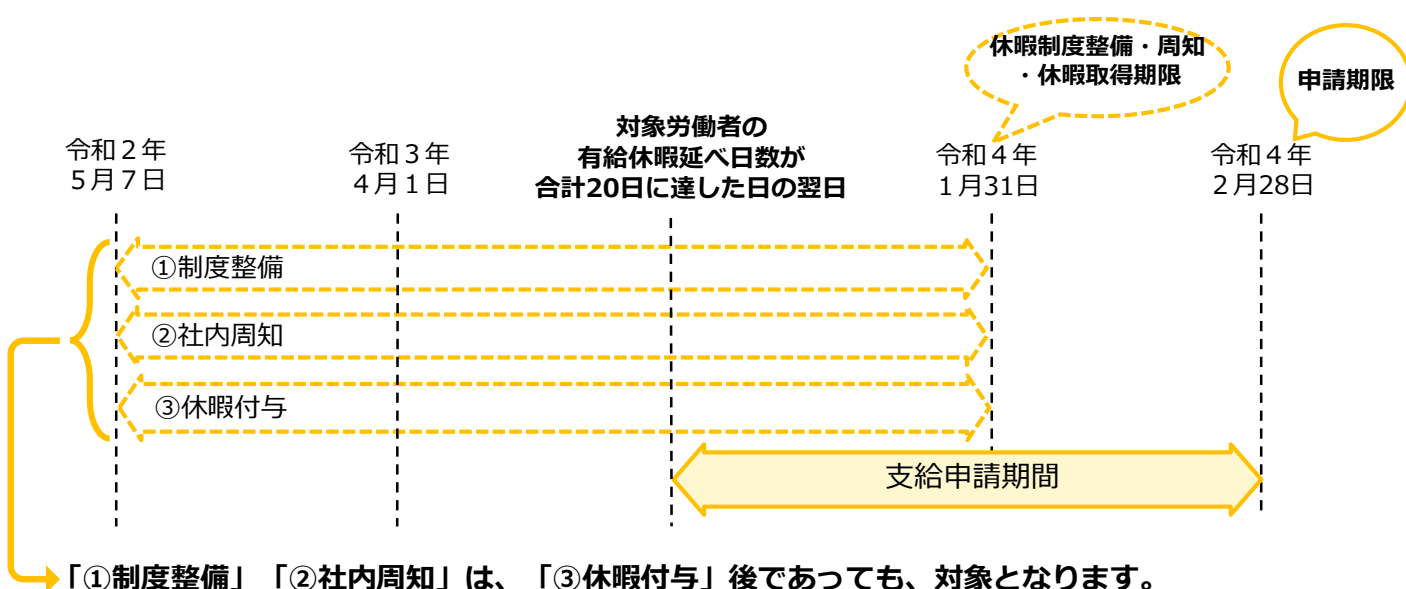
■休暇制度の整備と周知の時期

令和4年1月31日までに制度整備と周知が必要です。制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象です。

■欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象です。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

支給申請の流れ



■令和2年度（令和3年3月31日まで）の有給休暇取得日数が5日未満だった場合

令和3年3月31日までに労働者の取得した有給休暇取得日数が5日未満で、令和2年度要件に基づく申請ができなかった場合も、令和3年4月1日以降に取得した日数と合算して合計20日以上となれば、対象です。

* 上記のケースの他に、有給休暇の取得期間が年度をまたぐ場合など、ご不明点がございましたら、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

令和3年度 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上10日未満	<u>20万円</u>
合計10日以上	<u>35万円</u>

主な支給要件

※1中小事業主あたり**5人まで**申請可能です

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度（※）**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内**に**周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度。

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得（※）**すること

※対象となる休暇の取得期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

※過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。（振り替える際には労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。）

対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

申請期限

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

申請先・問い合わせ先

本社を管轄する**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**

本助成金は事業所単位ではなく、**事業主単位での申請**となります。

対象となる**介護のための有給の休暇制度**について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「**介護支援プラン**」を策定した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

詳細は裏面を参照

◎その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 両立支援等助成金

検索

＜両立支援等助成金 介護離職防止支援コース＞

「介護支援プラン」を作成し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度について利用者が生じた中小企業事業主に支給します。コースの詳細は以下のとおりです。

※＜内は、生産性要件を満たした場合の支給額

介護離職防止支援コース		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円＜36万円＞
	職場復帰時	28.5万円＜36万円＞
B 介護両立支援制度		28.5万円＜36万円＞

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」★を作成した場合は、「A介護休業」、「B介護両立支援制度」（下記の赤枠囲み部分が対象です。）の支給対象となります。

A 介護休業

- 介護休業の取得・職場復帰について、介護支援プランにより支援する旨あらかじめ労働者へ周知すること。

＜休業取得時＞

- 介護支援プランを作成し、対象労働者がそのプランに基づき所定労働日に合計5日以上介護休業を取得すること。

※介護休業は法定の介護休業制度のみならず、企業が任意で設けている法を上回る規定化された制度も対象となります。

法定の介護休業期間（93日）に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた期間以上の制度を規定化、プランを作成し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば、前ページの特例と併給できます。

＜職場復帰時＞

- 介護休業を取得した対象労働者を、原則として原職等に復帰させ、フォロー面談を実施した上で雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

B 介護両立支援制度

- 介護両立支援制度の利用について、介護支援プランにより支援する旨あらかじめ労働者へ周知すること。
- 介護支援プランを作成し、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者がそのプランに基づき合計20日以上（※1、2を除く）利用し、引き続き対象労働者を雇用保険被保険者として継続雇用していること。

※1、2 利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件をみたすことが必要

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る（時間単位・有給）介護休暇制度※1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度※2

法定の介護休暇日数（年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日））に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた日数以上の制度を規定化、プランを作成し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば、前ページの特例と併給できます。

★「介護支援プラン」について

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、作成したプランです。

- ・プランの作成の際には、厚生労働省ホームページに掲載している「介護支援プラン策定マニュアル」を参考にしてください。
 - ・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、プラン策定支援を無料で行っています。
- 詳細はホームページをご覧ください。

厚生労働省 仕事と家庭の両立支援プランナー 検索



厚生労働省・都道府県労働局

雇用環境・均等局 令和3年7月作成